

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年9月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700070号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1700047号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月20日の標準賞与額を39万9,000円、平成19年12月20日の標準賞与額を43万9,000円、平成22年7月25日の標準賞与額を47万8,000円、平成24年12月20日の標準賞与額を54万9,000円、平成25年7月25日の標準賞与額を56万円、同年12月20日及び平成26年7月25日の標準賞与額を57万8,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日、平成19年12月20日、平成22年7月25日、平成24年12月20日、平成25年7月25日、同年12月20日及び平成26年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月20日、平成19年12月20日、平成22年7月25日、平成24年12月20日、平成25年7月25日、同年12月20日及び平成26年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年12月
③ 平成22年7月
④ 平成24年12月
⑤ 平成25年7月
⑥ 平成25年12月
⑦ 平成26年7月

私がA社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑦までについて、賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたと思うが、標準賞与額の記録がない。各請求期間について、調査の上、将来の年金額に反映するよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑦までについて、A社から提出された給料支払帳及び請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から⑦までの賞与支給日については、A社の事業主の回答から、請求期間①は平成18年12月20日、請求期間②は平成19年12月20日、請求期間③は平成22年7月25日、請求期間④は平成24年12月20日、請求期間⑤は平成25年7月25日、請求期間⑥は同年12月20日、請求期間⑦は平成26年7月25日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの期間、請求期間⑥及び⑦に係る標準賞与額については、上記の給料支払帳及び給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は39万9,000円、請求期間②は43万9,000円、請求期間③は47万8,000円、請求期間④は54万9,000円、請求期間⑥及び⑦は57万8,000円、請求期間⑤に係る標準賞与額については、上記の給料支払帳及び給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日、平成19年12月20日、平成22年7月25日、平成24年12月20日、平成25年7月25日、同年12月20日及び平成26年7月25日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の平成18年12月20日、平成19年12月20日、平成22年7月25日、平成24年12月20日、平成25年7月25日、同年12月20日及び平成26年7月25日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。